

## 理事会運営申し合わせ事項

平成24年9月29日理事会において、今後の理事会運営について下記を申し合わせ事項としました。

(理事会議案の作成)

第1条 理事長は、理事会を開催するにあたり、理事会議案を自ら作成し、または他の理事若しくは会員と協議して作成の上、理事会に上程することができる。

(常任幹事会議案の作成)

第2条 常任幹事会の議案は、理事会において作成の上、常任幹事会に上程するしなければならない。但し、理事会において、理事長その他の理事にその作成を委任した場合には、被委任者において作成し、常任幹事会に上程することができる。

(業務執行事項の意思決定)

第3条 業務執行事項の意思決定は、理事会において行う。但し、法律の規定に反しない限り、理事会は、理事に対し意思決定事項を委任することができる。

2 同窓会を運営委するにあたり当然に発生する事務費用、登記費用等は、予算の範囲内で支出することができる。

3 前項以外の物品購入や謝礼金の支払い等について、どの範囲で誰に委任できるとするかについては今後協議して決することとする。

(決議方法)

第4条 本規程において、理事会以外の会議を行う際は、多数決をもって決議するしなければならない。

(他の理事への報告等)

第5条 本規程において、理事会以外の会議を行う際は、事前に全理事及び監事にその日時、議題及び場所を通知し、出席を促すとともに、会議の後は、遅滞なくその議事録を全理事及び監事に送付して報告するしなければならない。